

令和6年度 千葉県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 児童期資料

児童期 子どもの支援



ぶりんぐあっぷ ちば子ども発達センター
小山恵美子

障害福祉サービスにおける児童分野では・・・

- 対象は0歳から18歳（赤ちゃんからほぼ大人まで）。
- 障害の種別は多岐にわたる。
- 多職種が関わる。連携への意識が不可欠。
- 保育所・幼稚園・学校が、主たる生活・活動の場となる。
- 子どもの発達の支援のみならず、取り巻く家族や地域を包括的に支援する。
- 子どもの発達に関する専門的な知識や技能が必要。
- 親子を見つめる育児支援の視点が重要。

障害児支援の体系

各サービスの概要

障害福祉サービス等の体系 (障害児支援、相談支援に係る給付)

			2015年	2021年	2024年
障 害 児 通 所 系	児童発達支援	児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	121	311
	医療型児童発達支援	児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う		7
	放課後等デイサービス	児	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	238	603
障 害 児 支 援 に 係 る 給 付	H30年新設 居宅訪問型児童発達支援	児	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う		16
	保育所等訪問支援	児	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う		175
入 障 所 系 児	福祉型障害児入所施設	児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う		12
	医療型障害児入所施設	児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う		4
相 談 支 援 に 係 る 給 付	計画相談支援	者 児	<p>【サービス利用支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 <p>【継続利用支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨 	福祉型児童発達支援センター 41	
	障害児相談支援	児	<p>【障害児利用援助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 <p>【継続障害児支援利用援助】</p>	旧医療型児童発達支援センター 7	
	地域移行支援	者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	千葉県内の事業所数	
	地域定着支援	者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	児童発達支援センターは福祉型医療型が一元化。令和6年度4月改定により役割・機能の強化。	
<p>※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としていない）</p> <p>(注) 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。</p>					

児童発達支援

○ 対象児童

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

※通所給付決定を行うに際し、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含む(発達支援の必要については、市町村保健センター、児童相談所、保健所等の意見で可)。

○ 事業の概要

《サービス内容》

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(通所)

《事業の担い手》

①児童発達支援センター(児童福祉法第43条)

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う(地域の中核的な支援施設)

②それ以外の事業所

もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う

○ 提供するサービス

児童発達支援

○ 身近な地域における通所支援

- ・発達障害、知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身障害等の障害のある子どもへの発達支援やその家族に対する支援

《児童発達支援センター》

- 左の機能に加え、地域支援を実施
- 主な人員配置

- ・児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・児童指導員 1人以上
- ・保育士1人以上
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

《児童発達支援センター以外》

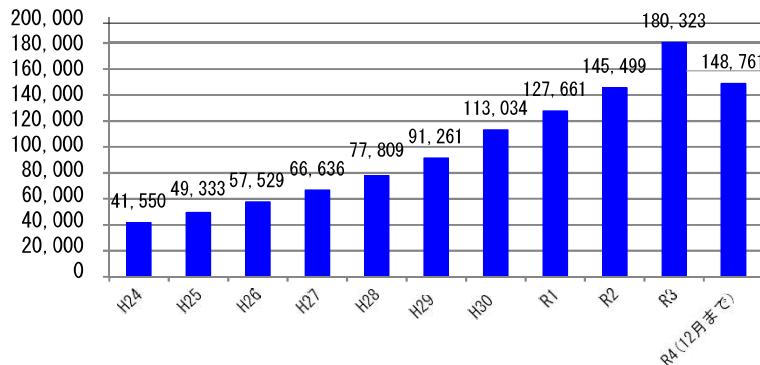
- 主な人員配置
- ・児童指導員又は保育士
又は障害福祉サービス経験者 10:2以上
 - ・児童発達支援管理責任者 1人以上

児童発達支援の現状

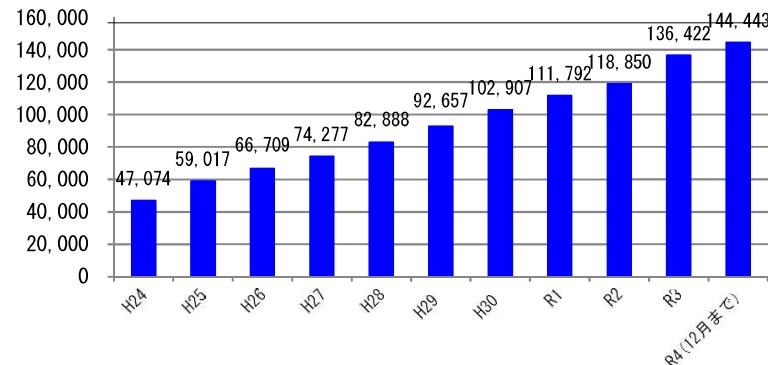
【児童発達支援の現状】

- 令和3年度の費用額は約1,803億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の5.7%、障害児支援全体の総費用額の29.1%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数のいずれも増加傾向にある。

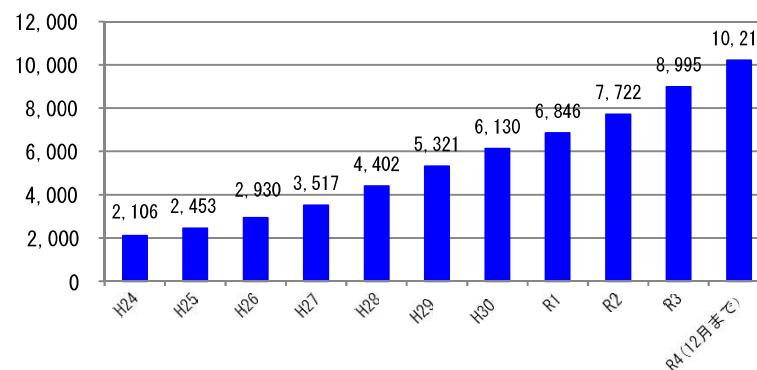
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



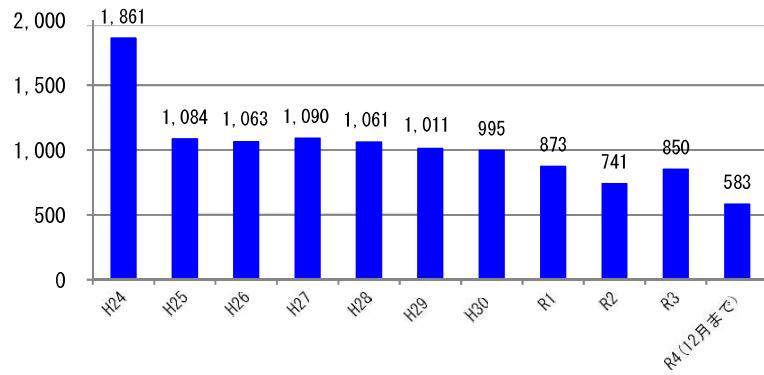
※出典:国保連データ

医療型児童発達支援の現状

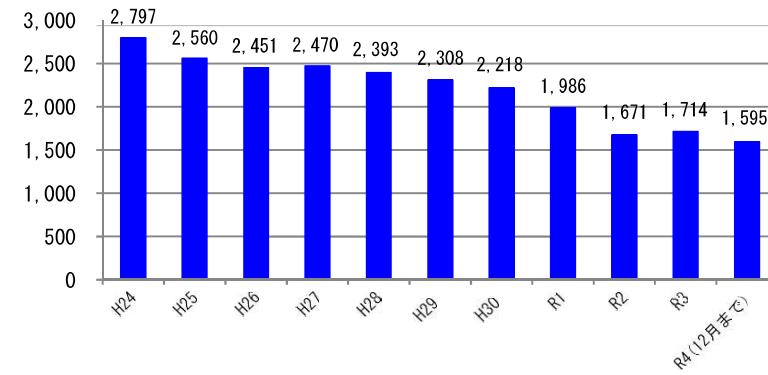
【医療型児童発達支援の現状】

- 令和3年度の費用額は約8.5億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.03%、
障害児支援全体の総費用額の0.14%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数とも増減しつつ、全体的には減少傾向にある。

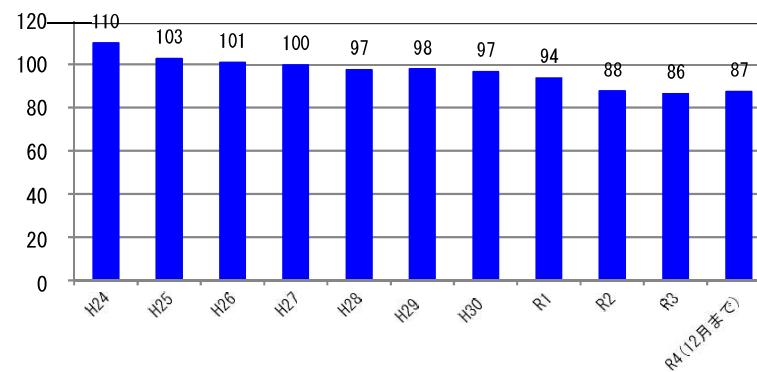
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

放課後等デイサービス

○事業の概要

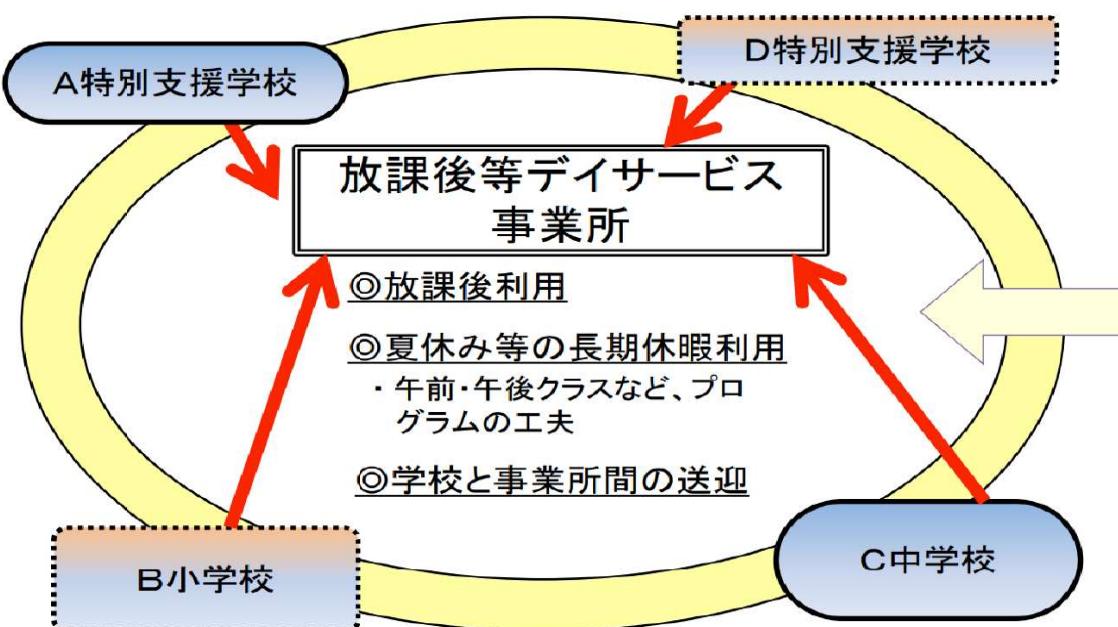
- 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。

○対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
(*引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○利用定員

10人以上



○提供するサービス

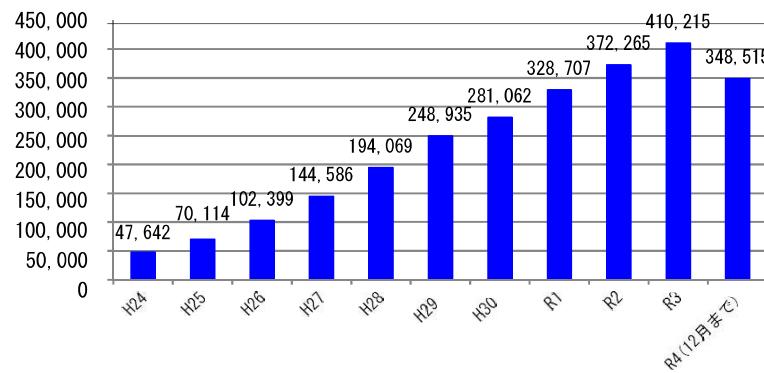
- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
 - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ②創造的活動、作業活動
 - ③地域交流の機会の提供
 - ④余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

放課後等デイサービスの現状

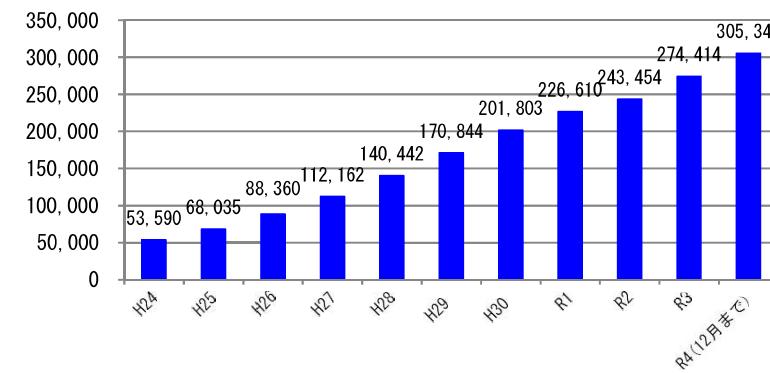
【放課後等デイサービスの現状】

- 令和3年度の費用額は約4,102億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額12.9%、障害児支援全体の総費用額の66.1%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数とも大幅な増加を続けている（平成24年度から令和3年度の伸びは、児童発達支援が4.3倍に対して放課後等デイサービスは8.6倍）。

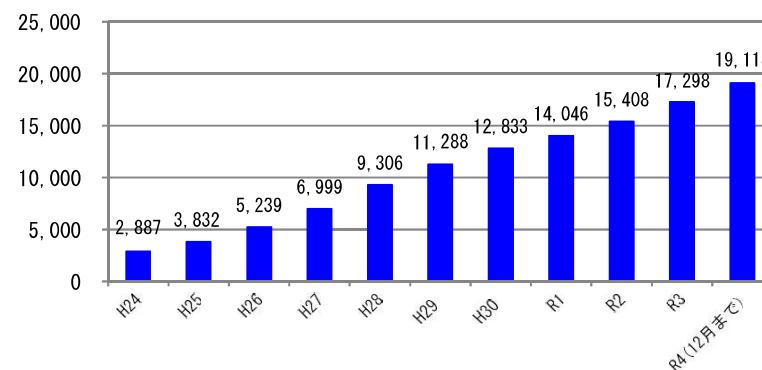
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



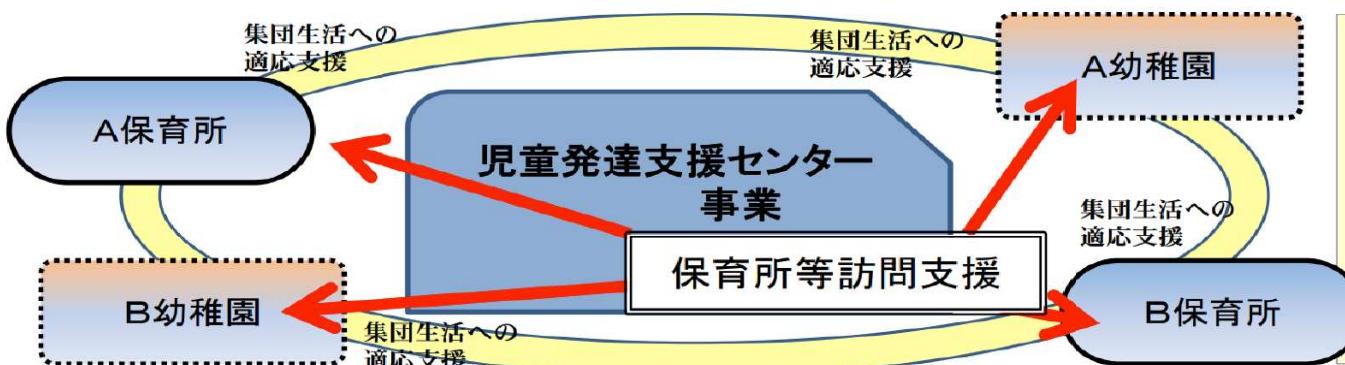
※出典:国保連データ

保育所等訪問支援

○事業の概要

- 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○対象児童



○訪問先の範囲

- 保育所、幼稚園、認定こども園
- 小学校、特別支援学校
- (H30より追加)乳児院、児童養護施設

その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○提供するサービス

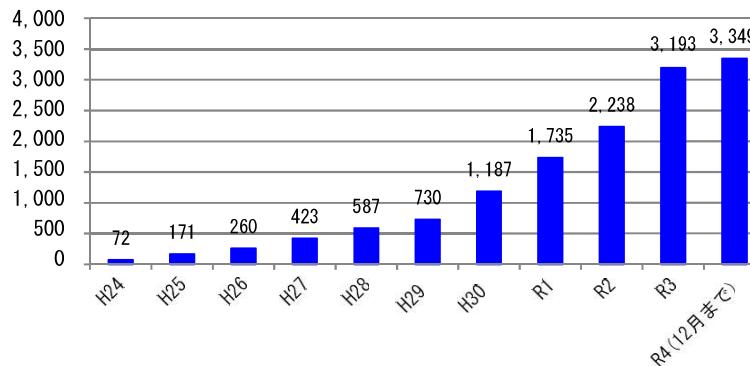
- 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を実施。
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

保育所等訪問支援の現状

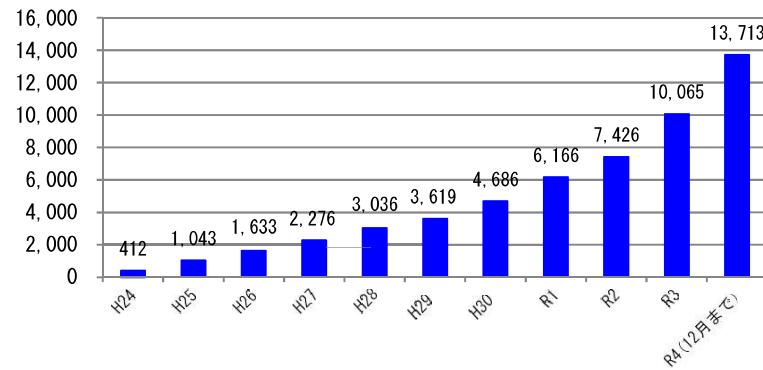
【保育所等訪問支援の現状】

- 令和3年度の費用額は約32億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.1%、障害児支援全体の総費用額の0.5%を占めている。
- 平成24年度の新制度開始時に新規事業として創設。増加傾向ではあるが、児童発達支援、放課後等デイサービスと比較すると小規模。

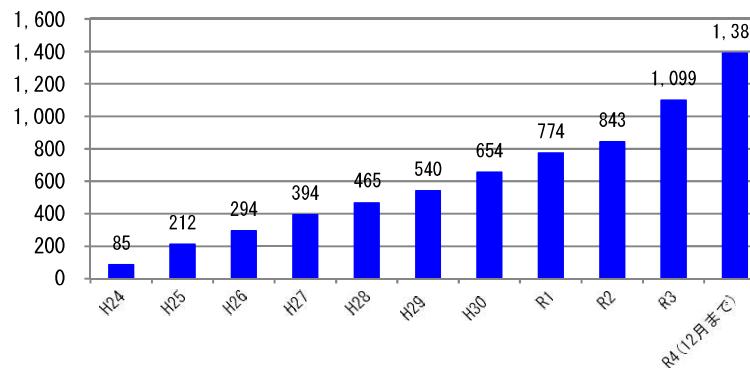
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

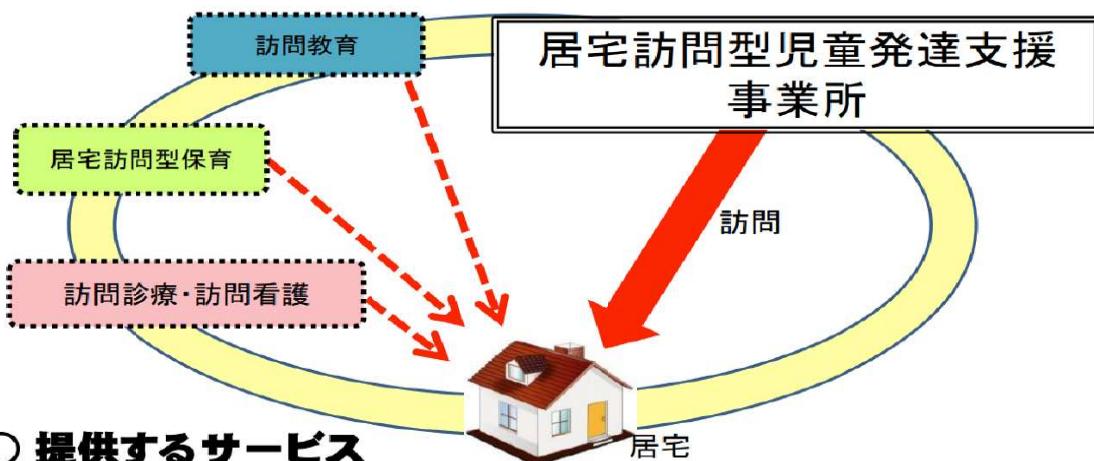
居宅訪問型児童発達支援

○事業の概要

- 重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。

○対象児童

重度の障害等により、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障害児



○提供するサービス

- 児童発達支援または放課後等デイサービスと同様の支援を居宅において提供。
- 対象者は著しく外出が困難な障害児であり、体調が不安定であることが想定されるため、支給決定日数は週2日を目安とする。
(ただし、障害児通所支援の集団生活に移行していくための支援として集中的に支援を提供する場合はこの限りではない)

◆対象となる障害児の例

- 重度の障害の状態であって外出が困難と考えられる児
- 人工呼吸器を装着している状態その他日常生活営むために医療を要する児
- 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある児 等

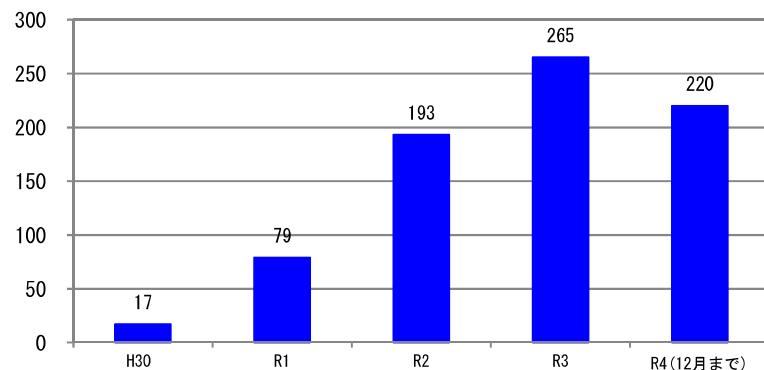
(※) 単なる見守りや送迎者の不在など、障害児本人の状態以外の理由による利用は適当でないことから、確認のため障害児相談支援事業所における障害児支援利用援助等の利用が必須

居宅訪問型児童発達支援の現状

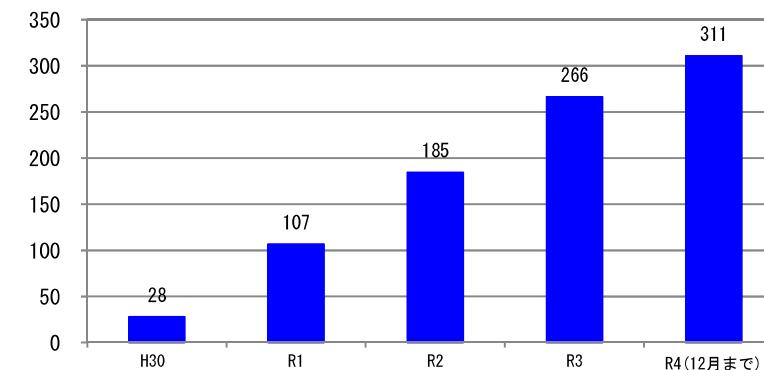
【居宅訪問型児童発達支援の現状】

- 令和3年度の費用額は約2.7億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.01%、障害児支援全体の総費用額の0.04%である。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数のいずれも増加傾向にある。

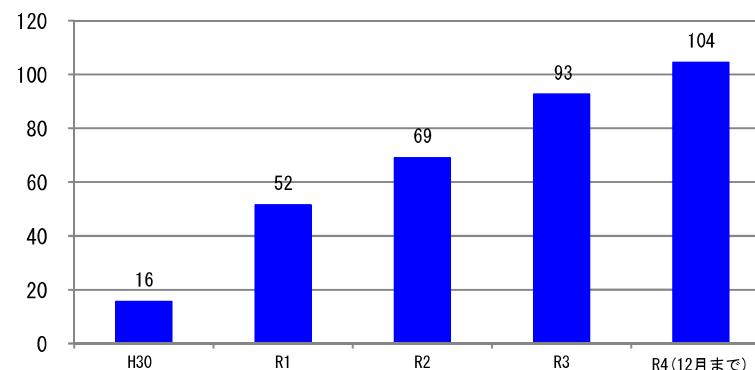
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

障害児入所支援

- 平成23年度まで各障害別に分かれていた障害児入所施設については、平成24年度から「障害児入所施設」として一元化し、重複障害等への対応の強化を図るとともに、自立に向けた計画的な支援を提供。
- 従来の事業形態等を踏まえて、①福祉型障害児入所施設、②医療を併せて提供する医療型障害児入所施設の2類型。

1. 対象者

- ・ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）
 - * 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
 - * 3障害対応を原則とするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能（ただし、医療型の対象は、知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児）

2. 様々な障害や重複障害等に対応

- ・ 「障害児入所施設」として一元化される前の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害児以外の障害児を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供。
- ・ 18歳以上の障害児施設入所者は、障害者施策（障害者総合支援法の障害福祉サービス）で対応することを踏まえ、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供。

3. 18歳以上の障害児施設入所者への対応

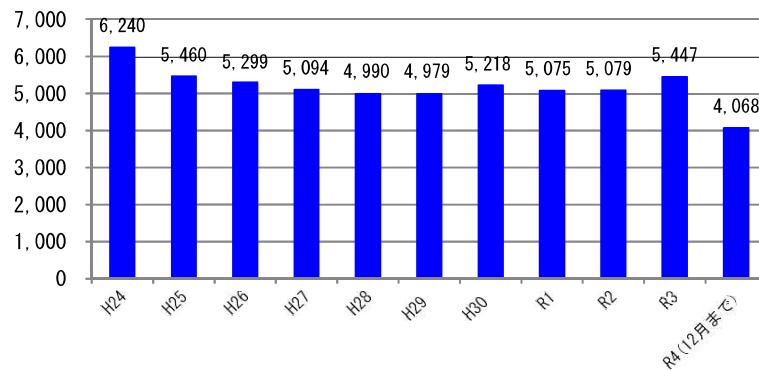
- ・ 障害者総合支援法の障害福祉サービスにより年齢に応じた適切な支援を提供。
 - * 引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することが可能。

福祉型障害児入所施設の現状

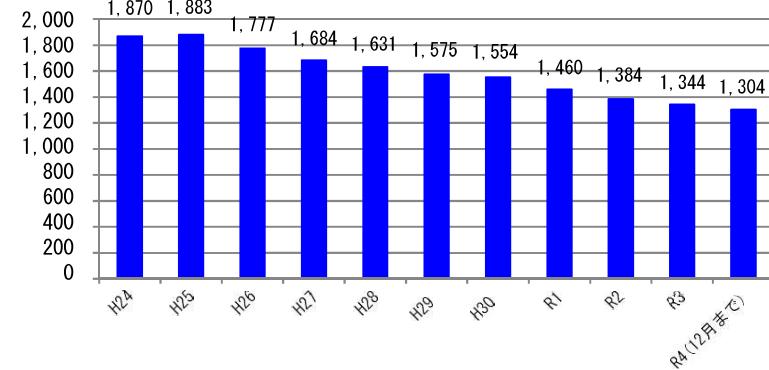
【福祉型障害児入所施設の現状】

- 令和3年度の費用額は約54億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.2%、障害児支援全体の総費用額の0.9%を占める。
- 総費用額はほぼ横ばいであったが令和3年度は増加した。利用者数は減少傾向にあり、施設数は増減しつつ、ほぼ横ばいである。

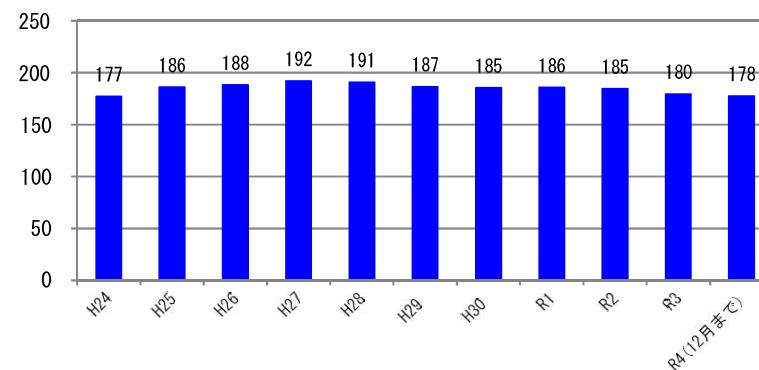
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



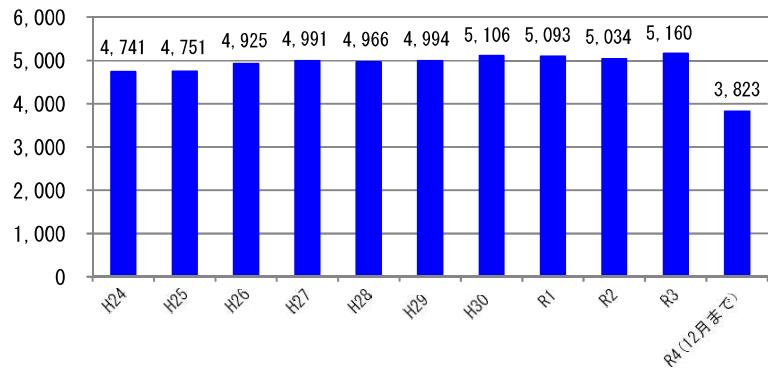
※出典:国保連データ

医療型障害児入所施設の現状

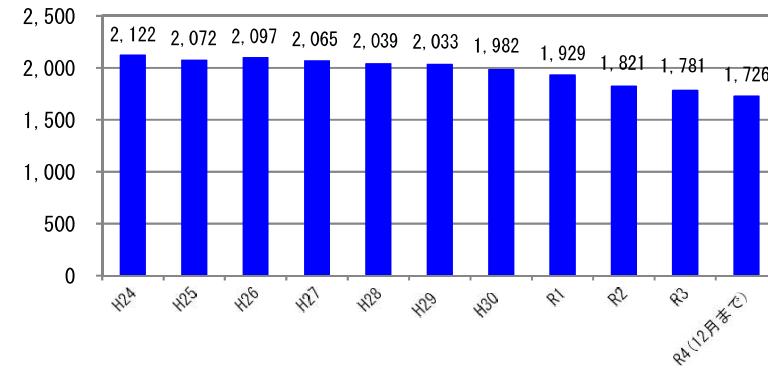
【医療型障害児入所施設の現状】

- 令和3年度の費用額は約52億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.2%、障害児支援全体の総費用額の0.8%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求施設数とも、若干の増減はあるが、ほぼ横ばいである。

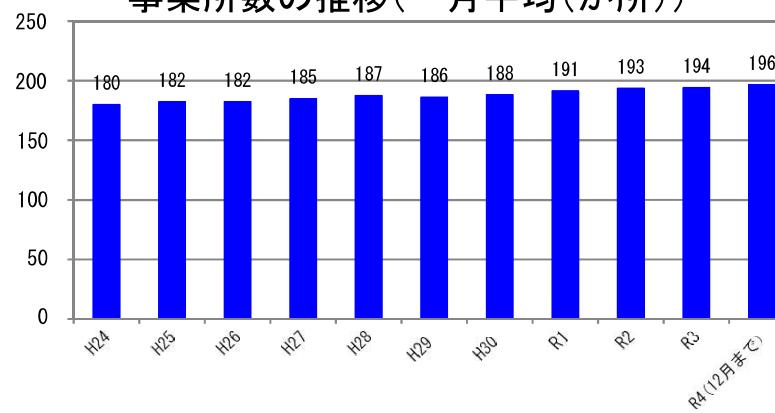
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ
16